

通話録音装置などの購入に補助金を交付します

しつこい電話勧誘に困ったことはありませんか？一旦電話に出てしまうと、相手はなかなか電話を切らせてくれず、根負けして来訪を承諾してしまったり、必要のないものを購入してしまったりと、しつこい電話勧誘は、高齢者のいる世帯ではとくに悩みのタネになりがちです。

通話録音装置などを設置すれば、しつこい勧誘や脅迫まがいの売り込み、あるいは詐欺などの迷惑電話を減らすことができ、安心して電話に出ることができます。

【補助を受けられる方】 静岡市内在住の65歳以上の方

【補助の内容】 1世帯1回1台限り、機器購入費の5,000円まで補助
※5,000円を超える機器を購入しての申請も可能です。

【補助対象機器】 次の3種類です（平成28年4月1日以降に購入したもの）

① 通話録音装置

お手持ちの電話機に取り付けることで、通話内容を録音します。電話着信時に通話内容を録音することを自動で相手に伝える「裏煎予告機能*」がついている機種が補助の対象です。

※事前予告の例「この電話は振り込め詐欺などの防止のため、会話内容が自動録音されます」

※着信時もしくは通話中に操作して録音する機能のみのものは補助対象になりません。

② 着信拒否装置

お手持ちの電話機に取り付けることで、悪質業者の電話番号を自動で判別し着信を拒否します。

※発信番号表示サービスへの加入料、毎月の維持管理料が必要になります。

※加入料、維持管理料は補助の対象外です。

※自分で迷惑電話番号を登録する機能のみのものは補助対象になりません。

③ 通話録音装置または着信拒否装置の機能がついている電話機

①、②どちらかもしくは両方の機能がついている電話機が対象になります。

【募集期間】 令和元年8月5日（月）～令和2年2月10日（月）（市役所開庁日）

先着順にて受付いたします。予算額に到達次第終了となります。

| 日程 | 受付窓口 | 静岡窓口 | 清水窓口 |
|----------------------|------|---|---|
| 8月5日（月）～ 8月27日（火） | | 静岡庁舎新館 15階特別弔慰金窓口 8:30～17:15 | 清水庁舎3階 306会議室 9:30～15:30 |
| 8月28日 （水）～ | | 生活安心安全課（静岡庁舎新館1階 18・19番窓口）8:30～17:15 令和2年2月10日（月）終了予定 | 消費生活センター清水相談窓口 （清水庁舎4階）9:30～15:30 10月31日（木）終了予定 |

◎お問い合わせは「生活安心安全課」にお願いします。（連絡先裏面下部）

【申請手順】

1 **商品の購入** ※対象機器については必ず事前にお問い合わせください。例年、対象機器以外のものを購入してしまい申請を受け付けられなかった事例が発生しています。



2 **申請** 以下の書類を揃えて、受付窓口へお越しください。
申請者が来られない場合は代理者がお越しください。

- ① 領収書（コピー不可、レシートではなく領収書をもらってください。）
・発行日、申請者名（フルネーム）、機器購入金額（送料等手数料除く）、購入機器（品番まで詳細に）、台数、その他領収書の要件を満たす事項が記載されたもの
- ② 申請者の印鑑
- ③ 世帯全員の住民票の写し
- ④ 本人確認できるもの（来庁される方の運転免許証等）
- ⑤ 預金通帳（コピー不可、申請者名義のもの）
- ⑥ 購入機器のパフレット
または、取扱説明書の、購入機器の品番と対象となる機能が記載されたページのコピー
- ⑦ 申請書兼実績報告書、請求書



※配布場所：各区役所、各市生涯学習センター・交流館、各市立図書館等

静岡市公式ホームページ・トップにて **通話録音装置 補助金** で **検索**

★申請時に窓口でご記入いただくこともできます。

※④は申請者と別居の代理者による申請の場合、コピーをお預かりします。

※⑤は請求書に記載の口座番号の確認にのみ使用します

3 **補助金の振込** 受付・審査の結果、適正と認められた場合、補助金が交付されます。
申請から振り込みまでは、2～3ヶ月かかります。

<ご注意> **必ずお読みください!**

- ① 以前に同補助金の交付を受けた世帯は交付対象外となります。
- ② 店舗に在庫がなく取り寄せとなる場合や、または取り扱いがない場合もあります。
- ③ 先着順で受付し、予算額に達し次第終了となります。
- ④ 受付開始日から数日間は窓口の混雑が予想されます。ご了承ください。
- ⑤ 本補助金を利用した場合、購入した機器を6年以上使用していただくようお願いします。
- ⑥ 受付時と交付決定時、申請年から6年後まで1年ごと、アンケートにご協力いただきます。
- ⑦ 機器の効果は高いですが、迷惑電話を完全に排除できるわけではありません。

《問合せ先》

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館1階
生活安心安全課 消費生活センター 電話：054-221-1054
FAX：054-221-1291